

生徒必携【3年間保存】



学校ホームページからご覧になれます



福島県立相馬総合高等学校

【 令和7年4月1日発行 】

生徒必携目次

1	福島県立相馬総合高等学校校歌		2	
2	本校の沿革概要		3	
3	校章の由来・校訓		4	
4	教育目標・教育方針		5	
5	各種諸規定			
	Ⅰ 福島県立相馬総合高等学校学則（抜粋）		6	～ 8
	Ⅱ 生徒指導に関する規定			
	Ⅱ―1 生徒の日常生活の心得		9	～ 10
	Ⅱ―2 服装・頭髪等に関する規定		11	～ 12
	Ⅱ―3 普通自動車運転免許取得に関する規定		12	
	Ⅱ―4 自転車通学に関する規定		12	
	Ⅱ―5 アルバイトに関する規定		13	
	Ⅱ―6 表彰規定（抜粋）		13	
	Ⅲ 生徒会規定			
	Ⅲ―1 生徒会		14	～ 17
	Ⅲ―2 選挙規定		17	～ 18
	Ⅲ―3 部活動規定		18	～ 19
	Ⅲ―4 同好会規定		19	
	生徒会活動組織表		20	
	Ⅲ―5 家庭クラブ規定		21	
	Ⅳ 教務関係			
	Ⅳ―1 授業の出欠に関する規定（抜粋）		22	
	Ⅳ―2 海外留学に関する規定		22	～ 23
	Ⅳ―3 表彰規定		24	
	Ⅴ 図書館利用に関する規定		25	
	Ⅵ 各種証明書等の発行について			
	Ⅵ―1 公共交通機関の定期券利用について		26	
	Ⅵ―2 各種証明書の発行について		26	
	Ⅵ―3 学生生徒運賃割引証（学割）の発行について		26	

福島県立相馬総合高等学校 校歌

作詞・作曲：木島由美子

編曲：今野 貴文

mf

1. そら の あお うみ の あお かぜの みどり のやま の みどり い
の しろ はま の しろ きんの あさひ いのち の ひかり お

cresc.

の ち の か が や き が す べ て こ こ に あ る どうみられるか
も い を む ね に い だ き い ま わ た し は あ る なにをしたいか

f

よーりも どうおもうかが だいじー さあ でか けよう
だけでなく みんなのためにで できることー さあ こぎだそう

ー みらいをー みつける たびにー とーものーてと
ー じぶんをー そだてる た び にー たしかなあしたを

1. *mf*

ー ほほえみとー と も に そ う ま 総 合 高 一 校 2. く も
ー てにいれるー た め

2. *ff*

に そ う ま 総 合 高 一 校 そ う ま 総 合 高 一 校 ー
に そ う ま 総 合 高 一 校 そ う ま 総 合 高 一 校 ー

1. 空の青 海の青
風の緑 野山の緑
いのちの輝きが 全てここに在る

どう見られるかよりも
どう思うかが大事

さあ 出かけよう
未来を見つける旅に
友の手と ほほえみと ともに
相馬総合高校

2. 雲の白 浜の白
黄金（きん）の朝日 いのちの光
おもひを胸に抱き 今私は在る

何をしたいかだけでなく
みんなのために出来ること

さあ 漕ぎ出そう
自分を育てる旅に
確かな明日を 手に入れるために
相馬総合高校

本校の沿革概要

(1) 学校名 福島県立相馬総合高等学校

(2) 学校所在地 福島県相馬市北飯渕字阿弥陀堂 200 番地

(3) 沿革概要 ①福島県立相馬女子高等学校・福島県立相馬東高等学校

明治 36. 4 「四行塾」開設 [四行:徳・言・容・功という女子に特に必要とされた教育目標]
中村高等小学校長太田宗雄氏、同訓導門馬秀雄氏により、縫製を主とした私塾を開設（修業
年限 1 か年、塾生 20 名、中村町大手先鐘撞堂西）
37. 改築校舎に移転（中村町川原町地内：現福島地方裁判所相馬支部の南付近）
38. 5 「中村町立相馬女学校」と改称 私塾から町立となる（修業年限 2 か年、生徒数 70 名）
40. 5 「相馬郡立相馬女子技芸学校」と改称 郡立となる（修業年限：本科 2 か年、別科 4 か月、
定員：本科 100 名、別科若干名） 開校日の 5 月 1 日をもって本校の創立記念日と定める
41. 7 校舎移転（中村町北町地内：現「スポーツアリーナそうま」付近）
44. 3 「相馬郡立相馬実科高等女学校」と改称 高等女学校令による実科高等女学校に組織変更
（修業年限 4 か年、定員 200 名）
大正 9. 4 「福島県相馬高等女学校」と改称 実科高等女学校を高等普通教育を目的とする高等女学校
に組織変更（修業年限 4 か年、定員 200 名）
11. 4 「福島県立相馬高等女学校」と改称 県立に移管（修業年限 4 か年、定員 400 名） 校舎移
転（中村町中村字川原町 151 番地）
昭和 23. 4 「福島県立相馬女子高等学校」と改称 学制改革により新制高等学校に移行 普通科・家庭
科を置く
30. 4 定時制家庭科別科が相馬高校から移る（2 年制、昭和 31 年 3 月募集停止）
平成 15. 4 「福島県立相馬東高等学校」と改称 男女共学、総合学科となる（定員 240 名）校歌制定
16. 4 校舎移転（相馬市北飯渕字阿弥陀堂 200 番地）
19. 9 創立 100 周年記念式典
23. 3 東日本大震災発生
29. 11 創立 110 周年記念式典
令和元. 4. 3 福島県立相馬東高等学校 閉校式
「福島県立相馬東高等学校」閉校 （県立高校改革前期実施計画に基づく統合による）

②福島県立新地高等学校

明治 39. 1.10 実業学校令による新地村実業補習学校として創立
大正 11. 4.15 新地農業補習学校と改称
昭和 3. 3.15 新地実業公民学校と改称
6. 3.18 新地実業学校に改称
26. 4. 1 福島県立相馬高等学校農業部と改称、全日制とする
農業科及び家庭科の定員を 50 名とし、定時制農業科及び家庭科（各定員 50 名）を設置
27. 3. 1 新地村大字小川字貝塚西 13 番地の新校舎に移転
39. 4. 1 相馬高等学校より分離独立、福島県立新地高等学校と校名変更 全日制農業科 50 名、同家政
科 55 名
平成 18.10.28 創立 100 周年記念式典
28.11.12 創立 110 周年記念式典
令和 4. 3. 29 福島県立新地高等学校閉校式挙行
「福島県立新地高等学校」閉校 （県立高校改革前期実施計画に基づく統合による）

③ 福島県立相馬総合高等学校

令和 4. 4. 1 「福島県立相馬総合高等学校」新設 （総合学科 定員 200 名）
（県立高校改革前期実施計画に基づく相馬東高校と新地高校の統合による）
（令和 5 年度まで本校舎及び新地校舎の校舎方式を採用）
「校歌、校章、制服」制定
4. 4.11 相馬総合高等学校開校式
4. 6.30 相馬総合高等学校新地校舎 仮設体育館完成
6. 2. 1 相馬総合高等学校新地校舎 閉校舎式
6. 3.31 相馬総合高等学校新地校舎 閉校舎

校章の由来



外側の円は海から昇る太陽を、
「S」は海の波や風の抽象的
な形のモチーフを入れながら
「相馬総合」「相馬東」「新地」
を表す。

背景の色は海の青、円とS
のグラデーションは朝焼けの
赤橙と太陽の輝きの黄橙を表し
ている。

本校の校訓

「誠実」 「自立」 「共生」 「創造」

統合前の旧相馬東高校、旧新地高校のそれぞれの校訓
から制定されました。

本校の教育方針・教育目標

(1) スクール・ミッション

- ①校訓「誠実」「自律」「共生」「創造」のもと、相双地区のキャリア指導推進校として文理教養、スポーツ、芸術、生活福祉、産業ビジネスの5つの系列を持つ総合学科の高校
- ②防災教育や震災の伝承活動を通して、地域で活躍できる力や思いやりの心を持った、新しい社会を共創する活力に満ちた人材を育成する学校
- ③専門性を高める5つの系列の学びに加え、防災・復興や未来のまちづくりに関わる地域の方々や専門家と連携し、地域を学びのフィールドとした学習を推進し、地域社会の新たな発展を地域と共に創造する学校

(2) スクール・ポリシー

①グラデュエーション・ポリシー

- 基礎・基本を大切にし、自ら学び続ける生徒。
- 思いやりを持ち、他者と協力して課題に向き合う生徒。
- 自分のことだけでなく、地域や社会の未来のために自ら行動できる生徒。

②カリキュラム・ポリシー

- 基礎・基本を身に付け、進路実現に向けて自覚を深める教育。
- 学び続ける意欲と課題に粘り強く取り組む姿勢を育む教育。
- 人々との交流を通して地域や社会への理解を深め、自分事として課題に取り組む教育。

③アドミッション・ポリシー

- 基本的な生活習慣が身に付いている生徒。
- 本校の特色を理解し、自己を成長させるために前向きに学ぶ生徒。
- 部活動やボランティア活動など、何事にも積極的に取り組む生徒。

(3) 教育方針

生徒一人一人の個性を伸ばし、主体的に社会に貢献できる、地域にとって有為な人材育成を図る

(4) 重点目標

年度ごとの重点目標につきましては、学校ホームページをご覧ください。

I 福島県立相馬総合高等学校学則(抜粋)

第1章 総則

第1条 この規則は、福島県立高等学校学則に従い、組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本校の名称、課程、学科、生徒定員、位置は下表のとおりとする。

名 称	福島県立相馬総合高等学校
課 程	全日制（単位制）
学 科	総合学科
生徒定員	福島県立高等学校学則第2条に定める別表のとおりとする
位 置	福島県相馬市北飯渕字阿弥陀堂200番地

（以下略）

第3条 本校の修業年限は3年とする。

2 総合学科に在学できる期間は6年とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りでない。（以下略）

第4条 本校の通学区域は、福島県立高等学校の通学区域に関する規則の定めるところによる。

第2章 学年・学期及び休業日

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学年は、次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日 から 7月31日まで

第2学期 8月1日 から 12月31日まで

第3学期 1月1日 から 3月31日まで

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日、土曜日

(3) 学年始休業日 4月 1日 から 4月 7日 まで

(4) 夏季休業日 7月21日 から 8月31日 まで

(5) 冬季休業日 12月25日 から 翌年1月 7日 まで

(6) 学年末休業日 3月21日 から 3月31日 まで

(7) 学校創立記念日 10月15日

(8) 前各号に定めるもののほか、教育長が定める日

第3章 課程の終了及び卒業並びに学習評価

第8条 校長は、課程の修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

2 校長は、必要がある場合には、単位認定証を授与することができる。

第9条 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

第10条 学習評価の方法及び単位の認定については、別に定める。

第4章 入学・退学・転学・留学・休学及び除籍

第11条 （以下略）

第17条 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、入学料に保護者及び保証人連署の誓約書並びに本人及び保護者の住民票の写しを添え、校長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年の者で、相馬市に居住するものでなければならない。

ただし、やむを得ない場合は、独立の生計を営む成年の者で、相馬市に居住していない者を保証人にすることができる。

第18条 校長は、保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

第19条 保護者又は保証人が、その住所又は氏名を変更したときには、すみやかにその旨を校長に届け出なければならない。

第20条 生徒は、欠席しようとするときは、その事由を具し、保護者又は保証人は校長に届け出なければならない。

2 病気のため引き続き7日以上欠席しようとするときは、前項の届出書には医師の診断書を添えなければならない。

第21条 生徒は、退学しようとするときは、その事由を具し、保護者又は保証人と連署の上、校長に願い出なければならない。この場合、事由が病気によるものであるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の願出があった場合、校長は、正当な事由があると認めるときは、これを許可することができる。

第22条 前条の規定により退学した者は、退学した日から1年以内に限り、校長の許可を受けて原学年以下の学年次に再入学することができる。

第23条 他の高等学校に転学を希望する者があるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書、単位認定証及び成績証明書を転学先の校長に送付しなければならない。

第24条 生徒は、外国における正規の後期中等教育機関（以下「外国の高等学校」という。）に留学しようとするときは、保護者又は保証人と連署の上、校長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があった場合において、校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第5条に規定する年次の途中においても、卒業を認めることができる。

第25条 生徒は、病気その他やむを得ない事由により2カ月以上出席することができないときは、その事由を具し、保護者又は保証人と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。この場合、その事由が病気によるものであるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の願出があった場合、校長は、1年以内の期間を限り、休学を許可することができる。

第26条 休学中の者は、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者又は保証人と連署の上、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、休学事由が病気によるものであったときは、医師の診断書を添えなければならない。

第5章 入学検定料・入学料・授業料並びにその他の費用の徴収

第27条 入学検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法は、福島県立高等学校の授業料等に関する条例の定めるところによる。

第28条 生徒が学校の物品を損傷し、又は紛失したときは、原則、校長はその情状により、これを弁償させなければならない。【後述、細則参照】

第6章 賞罰

第29条 校長は、他の模範と認められる生徒を表彰することができる。

2 表彰規定は、校長が別に定める。

第30条 校長は教育上必要があると認められるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の規定による退学は、生徒が次の各号の一つに該当する場合に限り、命ずるものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 補則

第31条 この学則の施行に関して必要な事項は、校長が定める。

細則（第28条関係）

- 1 生徒が故意又は重過失により物品を破損又は紛失した場合は、当該生徒に弁済させる。
- 2 生徒が過失により物品を破損又は紛失した場合
 - (1) 授業中に物品を破損又は紛失した場合は、県費により修理代を負担する。
 - (2) 部活動中に物品を破損又は紛失した場合は、各部の予算により弁済させる。
 - (3) 休み時間、昼休み、放課後等(1)、(2)以外の時に物品を破損又は紛失した場合は、当該生徒に弁済させる。
- 3 故意、重過失、過失の判断は事務長が行い、校長の承認を得る。

Ⅱ 生徒指導に関する規定

Ⅱ―1 生徒の日常生活の心得

時代の変化に対応し、生徒一人一人の個性を伸ばし、未来のまちづくりを推進する人材を育成する。

- ①自ら学び、考え、判断し、取り組む人間の育成
- ②思いやりの心を持ち、社会形成に参画する人間の育成
- ③心身ともに健康で、新しい社会を共創する活力に満ちた人間の育成
- ③校訓「誠実、自律、創造、共生」が相馬総合高生に求められる基本的な目標です。

1 礼儀作法

品位と誇りある学校生活を送り、お互いの人格を尊重し、信頼関係に基づく好ましい人間関係を築くために良識ある言動につとめる。

- (1) 教師や目上の人には、礼儀と節度を持って接する。言葉遣いにはとくに配慮する。
- (2) 学校生活（登下校等含）のルールを守り社会の一員として見苦しい身なりや迷惑行為をしない。

2 校内外の生活

生徒の本分を自覚し、自学自習に努め、軽率な行動を自ら慎みマナーを守る。

(1) 校 内

- ①始業時刻8：25の5分前までに登校し、帰りの清掃・SHR終了後下校する。
- ②日課表は以下の通りである。

	通常（50分）	短縮（45分）	短縮（40分）	定期考査
登校	～8：25	～8：25	～8：25	～8：25
SHR	8：25～8：40	8：25～8：40	8：25～8：40	8：25～8：45
1校時	8：45～9：35	8：45～9：30	8：45～9：25	9：00～9：50
2校時	9：45～10：35	9：40～10：25	9：35～10：15	10：05～10：55
3校時	10：45～11：35	10：35～11：20	10：25～11：05	11：10～12：00
4校時	11：45～12：35	11：30～12：15	11：15～11：55	昼休み 12：00～12：45
昼休み	12：35～13：20	12：15～13：00	11：55～12：40	
5校時	13：20～14：10	13：00～13：45	12：40～13：20	4校時 12：45～13：35
6校時	14：20～15：10	13：45～14：40	13：30～14：10	
清掃	15：10～15：25	14：40～14：55	14：10～14：25	5校時 13：50～14：40
SHR	15：25～	14：55～	14：25～	

③下校時間 校舎内生徒18：25 校舎外生徒19：00 ※19：00完全下校

④早退・外出の場合は、学級担任(HRT)に届け出て、許可を受ける。遅刻の場合は、職員室で「遅刻カード」に記入後、教室に入る。

⑤校内の学習環境に気をつけ、生徒としての品位を保ちつつ、諸活動に参加する。

⑥携帯電話を校内に持ち込む場合は、「携帯電話持込届」を提出し、校内での使用ルールを遵守する。

⑦1年次は全員、部活動に加入し積極的に活動に参加する。

(2) 校 外

- ①交通ルールやマナーを守る。
- ②アルバイトは推奨しない。家庭の経済的事情で保護者から申し出があり、やむを得ないと判断された場合には所定の届け出により受理する。1年次の夏休み前までは高校生活に適応させる上で重要な期間のため、いかなる理由があっても受理しない。
- ③保護者又は保護者の承認した者の同伴がなければ、夜間の外出(深夜徘徊)をしない。

福島県青少年健全育成条例 【深夜外出の制限】

第25条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜(午後10時から翌日の午前5時までをいう。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、若しくは同意を得、又はその他正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

- ④飲酒・喫煙・薬物乱用・窃盗・不正行為・暴力・威圧行為・占有離脱物横領等の問題行動は起こしてはならない。
- ⑤交際は、互いの人権を尊重した健全なものとし、不健全な行為はしてはならない。
- ⑥SNSによる虚偽や誹謗中傷、不適切な画像動画等の投稿をしない。
- ⑦金銭や物品の貸借はしない。

3 服装及び所持品

- (1)服装は、学校の指示に従い、制服・頭髮の加工、化粧、アクセサリー等の装飾品などは認めない。
- (2)所持品には、必ず氏名を明記しておき、個人ロッカーにより自己管理を心がける。
- (3)貴重品は持ってこない。持参した場合には、HRTに依頼して紛失や盗難を防止する。

4 その他

- (1)各教室の整理整頓に心がけ、快適な学習環境となるようお互いに配慮し、迷惑行為をしない。授業の不用品は机上に置かない。
- (2)校舎や校具及び学校備品などを破損した場合は、直ちに教師に届け、原則として当事者が弁償する。
- (3)自転車通学希望者は、通学自転車登録届に必要な事項を記入の上、学校(生徒指導部)の許可を受ける。通学に自転車を使用しない場合でも全員にステッカーを配布するため自転車登録届を提出する。

※下記の条件を満たす生徒に通学を許可し、通学のステッカー(79円を一括納入金から集金予定)を交付する。

- ・防犯登録がされていて、よく整備された自転車で通えること。

防犯登録がされていない自転車は、自転車屋やホームセンターなどで登録してから学校に申請すること。

- ・盗難防止、二重ロックの励行

- (4)『4 + 1 ない運動』の励行

- 高校生は …
- 1. 免許を取らない
 - 2. 車を持たない
 - 3. 運転しない
 - 4. 乗せてもらわない

Ⅱ―2 服装・頭髪等に関する規程

第1条 基本的な生活習慣を確立し、社会の有為な一員としてのマナーを身に付ける。

第2条 服装は学校指定の制服とし、端正に着用するものとする。

第3条 異装の必要が生じた場合は、申請し許可を受けること。

第4条 頭髪は、清潔・端正に保つように心がけ、パーマ・染色・脱色等の加工は禁止する。

ただし、縮毛矯正については事前に申し出がある場合に限り認める。

第5条 化粧・マニキュアやピアス等のアクセサリは禁止する。

第6条 服装規定については別に定める。

(1) 制服

生徒は本校指定の制服を着用する。

①冬 服 (10月1日～5月31日まで) ※寒い場合は6月30日まで冬服を着用してもよい。

型	制 服	寒い場合の対応策
1 型	指定の学生服上着、冬スラックス 指定の長袖シャツ	制服の中に指定セーター・カーディガンを着用。
2 型	指定のブレザー 指定冬スカート又は冬スラックス 指定のブラウス 指定のネクタイまたはリボン、ソックス	制服の中に指定のセーター・カーディガンを着用。 無地の黒タイツ又はベージュのストッキングにソックスを着用。※式典で寒い場合：ベージュストッキング・指定ソックス
共通	①指定ソックス ②くりぶしがしっかり隠れる長さのソックス。色は黒・紺とする。(ワンポイント可、ただし指定ソックスの校章ワンポイントと同程度の大きさ)	

注意1 ハニワスタイル禁止(タイツ、スラックスで寒さに対応すること)

2 制服の下にパーカー、スウェット、ジャージ等は着用しない。

②夏 服 (6月1日～9月30日)

型	制 服	寒い場合
1 型	指定のシャツ(半袖又は長袖)、 指定夏スラックス	指定セーター・カーディガン
2 型	A、Bのいずれかのパターン A 指定のセーラーに指定夏スカート又は 指定夏スラックス、指定のリボン B 指定の半袖シャツに指定夏スラックス 又は指定夏スカート	指定セーター・カーディガン
共通	①指定ソックス ②くりぶしがしっかり隠れる長さのソックス。色は黒・紺とする。(ワンポイント可、ただし指定ソックスの校章ワンポイントと同程度の大きさ)	

(2) コート類

コート類は健康に適した安全なものとする。(原則、校内での着用は認めない。)

(3) 靴

靴は安全で、衛生的なものとする。サンダル等での登校は禁止する。上履きは指定されたサンダルを使用する。

(4) 頭 髪

頭髪は、清潔・端正に保ち、健康上の観点から、前髪で目が隠れないようにする。(パーマ・脱色・染色・ドライヤー焼け等は認めない。ただし、入学時に申請すれば、縮毛矯正は認める。)

Ⅱ－3 普通自動車運転免許取得に関する規程

第1条 免許取得の場合、生徒は自動車学校入校説明会に出席し、許可を受けなければならない。

第2条 自動車学校入校説明会に参加した後、所定の用紙に必要事項を記入の上、ホームルーム担任に提出し、生徒指導部を経由して校長に届け出るものとする。

第3条 免許取得のための自動車学校への通学は、11月1日以降とする。

第4条 仮免許試験・卒業検定試験の受験は原則として休・祭日とする。ただし、やむを得ず平日に受験しなければならない場合は欠席とする。

第5条 運転免許に関しては、4 + 1 ない運動の趣旨にもとづき、在学中は運転免許を所有しない。免許取得は3月2日以降とする。

第6条 仮免許及び卒業証検定試験に合格した時は、ホームルーム担任に報告する。ホームルーム担任は家庭へ連絡し、免許証は保護者が保管する。

第7条 普通自動車運転免許以外の取得は認めない。

Ⅱ－4 自転車通学に関する規程

第1条 自転車で通学を希望する生徒は、所定の用紙に必要事項を記入の上、生徒指導部に届出をする。なお、使用する自転車は下記の条件を満たしていなければならない。

- (1) 防犯登録がされていること。
- (2) 自転車損害賠償保険等に参加していること。
- (3) よく整備された自転車であること。
- (4) 駐輪の際は、定められた場所で施錠を徹底すること。

第2条 交通法規を遵守し、常に安全運転を心がけて許可を受けた自転車を運転しなければならない。

Ⅱ―5 アルバイト規程

第1条 アルバイトは推奨しない。家庭の経済的事情で保護者から申し出があり、やむを得ないと判断された場合には所定の届け出により受理する。

第2条 次の場合はアルバイトを認めない。また、すでに登録申請をしている場合は取り下げる。

- (1) 1年次の1学期
- (2) 考査一週間前から考査終了までの期間
- (3) 欠席・遅刻・早退が多い者、成績不振者、生活指導上アルバイトが望ましくない者
- (4) 高校生としてふさわしくない職種・職場（風俗営業・娯楽場・酒類を提供することを主とする飲食店、その他 好ましくない場所及び業務内容、就業時間が午後9時以降に及ぶ場合）
- (5) 宿泊を要する所、遠隔地、帰宅が遅くなる場所

第3条 不適切なアルバイトは、特別な指導の対象とする。

Ⅱ―6 表彰規程(抜粋)

第1条 福島県高等学校学則第29条の規定にもとづく本校生徒の表彰は、この規定による。

第2条 本校生徒として特別活動及びその他の諸活動において他の模範となり、その成果が顕著な者に対して表彰を卒業年次に行う。

第3条 表彰は運営委員会を経て職員会議に諮り、校長がこれを行う。表彰は、原則として年度末に行う。

第4条 表彰する賞の種類と基準は次の通りとし、校長名で表彰する。ただし、特に必要ある時は職員会議に諮り別に設けることができる。

- (1) 生徒会功労賞 本校生徒会・部活動・委員会の活動に貢献した者
 - (2) 特別功労賞 対外的な活動において、部活動などの特別活動やその他の活動で顕著な業績を残した者、またはその活躍に貢献した者
- （以下略）

Ⅲ－１ 生徒会

１ 生徒会の目標

学校という社会を、生徒全体が力を合わせて楽しい意義ある社会として運営し、その経験を通じて立派な社会人となる技能を養うための組織が生徒会である。生徒会は学校長から委任された生徒により、教師の指導と援助のもと、できる範囲の学校内の各種の 事柄を計画・実行するものである。生徒会はすべての生徒が会員であり、一人一人が生徒会を通じて、生徒全体の幸福のために努力する権利と義務があることを自覚しなければならない。

生徒会は

- (1) 学校当局と協力して学校行事に参加するとともに、
- (2) 生徒の自律と協力とにより全体の福祉に奉仕し、
- (3) 各種行事・部活動などを通して、すべての 生徒に楽しい生活をする機会を与えるものである。

生徒は、生徒会の活動を通じて、

- (1) 各自の意見を発表し個性を伸ばす機会を得、
- (2) 自主自律の精神、協力の習慣、責任の観念を養って、立派な公民となる基礎をつくり、
- (3) 全体の幸福に対する関心と責任感を養い、
- (4) 社会における指導者となる素質を培うものである。

２ 生徒会会則

第１条 本会は福島県立相馬総合高等学校生徒会と称し、その事務所を同校内におく。

第２条 本会は福島県立相馬総合高等学校生徒を会員とし、会員は投票権、被選挙権を有す。

第３条 同校教職員は本会の顧問としての指導に当たるが、投票権をもたない。

第４条 本会は会員相互に協力して教養を高め、趣味の向上を図るとともに、愛校心を養うことを目的とする。

第５条 次の議決機関をおく。

総会、代議員会

第６条 総会は本会の最高議決機関で全会員をもって組織し、次の事項について決定する。

- １ 本会の解散に関すること。
- ２ 本会の規約の改正に関すること。
- ３ 本会の予算の議決及び決算の承認に関すること。
- ４ 役員の改選に関すること。
- ５ その他総会において必要と認めたこと。

第７条 総会は毎年４月に開き、会長が召集する。なお会長において必要と認めたとき及び全会員の３分の１以上の要求がある場合は臨時総会を開くことができる。

第８条 総会に議長を２名おく。代議員正副議長がこれを務める。

第９条 総会及び代議員会は構成委員の３分の２以上の出席をもって成立し、その議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。

第１０条 代議員会は総会に次ぐ議決機関で、代議員によって組織し次の事項について決定する。

- １ 総会に諮る議案の審議。

- 2 本会の事業計画の立案。
- 3 役員改選における推薦の審議。
- 4 総会から委任されたこと。
- 5 集会、校風刷新に関すること。
- 6 その他代議員会において必要と認めたこと。

第11条 代議員会は年1回以上開き、会長が召集する。なお、代議員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。

第12条 代議員は各ホームルームより選出したホームルーム長、副ホームルーム長を会長が委嘱する。

第13条 代議員会に正副議長をおく。互選とする。

第14条 代議員の任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。

第15条 代議員の会議は公開とする。ただし、出席した代議員の3分の2以上の賛成を得た場合は、この限りではない。

第16条 代議員に欠員が生じたときには、第12条に定める方法により直ちに補うものとする。この際、後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第17条 次の会員をおく。

会 長	1	}	それぞれ1，2年次より公選する。
副会長	2		
書記長	1		
書記次長	1		
会計監査	2		
会計長	1	}	会長が委嘱する。
会計次長	1		
会 計	2		
図書委員長	1	}	各ホームルームよりそれぞれ選出した委員の互選による。
放送委員長	1		
美化委員長	1		
保健委員長	1		
交通安全委員長	1		
行事委員長	1		
青藍祭実行委員長	1		
選挙管理委員長	1		

第18条 各委員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、生徒会顧問の指導を受け、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- 3 書記長は生徒会顧問の指導を受け、本会執行事務を総括し、事務局を司る。
- 4 書記次長は書記長を補佐し、書記長に事故があるときはこれを代行する。
- 5 会計長は本会計に関する業務を行う。
- 6 会計次長は会計長を補佐し、会計に事故があるときはこれを代行する。
- 7 各委員長はそれぞれの委員会の責任者としてその運営にあたる。

8 会計監査は本会の会計その他の監査を行う。

第19条 役員の任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。

第20条 役員及び代議員は他の役員を兼ねることができない。なお、役員及び代議員は校長の認証を必要とする。

第21条 次の執行機関をおく。

- (1) 生徒会本部
- (2) 各種委員会
- (3) 文化部
- (4) 運動部

第22条 生徒会本部は、会長、副会長、書記長、書記次長、会計長、会計次長、会計、会計監査により成る。

第23条 生徒会本部はその下に次の委員会をおき、下記の事項の運営にあたる。

なお、(2)および(7)については他の委員会との兼務を認める。

- (1) 図書委員会：図書の貸出・整理・紹介・読書活動に関する事項
- (2) 放送委員会：校内放送、放送設備、学校HPに関する事項
- (3) 美化委員会：校舎内外の美化整備、ゴミ集積に関する事項
- (4) 交通安全委員会：交通安全・自転車通学に関する事項
- (5) 保健委員会：衛生・救護・検診・薬物乱用防止・プールの整備に関する事項
- (6) 行事委員会：生徒会行事及び集会に関する事項
- (7) 青藍祭実行委員会：文化祭が開催される年度のみ設置する。文化祭の準備、企画に関する事項
- (8) 選挙管理委員会：生徒会役員選挙に関する事項 選挙規定は別に定める。

第24条 文化部は会員の学術、文芸、諸芸能の研究練習及び発表鑑賞等の諸能力の向上を図る。

第25条 文化部に次の部をおく。

日本文化（茶道班、生花班）、書道、美術、合唱、演劇、吹奏楽、商業研究、調理

第26条 運動部は会員の体位向上ならびにスポーツを通じて人格完成を図る。

第27条 運動部に次の部をおく。

ソフトテニス、バスケットボール、卓球、ソフトボール、弓道、柔道、硬式野球
バドミントン、陸上競技、サッカー、バレーボール

第28条 部活動への加入は部活動規定に従うが、全員加入が望ましい。

第29条 委員会は各ホームルームより選出せる委員（若干名）を以て構成する。

第30条 各部活動及び各委員の編成は、生徒会長の召集により4月に開催する。

第31条 各部活動及び各種委員会内の連絡会議は、その長の召集により開催できる。

第32条 各部活動及び各委員会内の活動計画を全校に及ぼす場合は、代議委員会を通じて実施する。

第33条 各部活動に部長1名、副部長2名（ただしうち1名は2年、1年より選出）、書記1名、会計1名を部員の互選によりおく。

第34条 会員は年度当初に年会費を納入する。本会の会費は、会員一人につき年額9千円とする。ただし、天災、火災その他の災害により著しく損害を受けた者、その他やむを得ない事情があると認められる者については、申請により会費を免除できるものとする。

2 新入生及び転入生は、入会金を納入する。入会金は、会員一人につき2千円とする。

第35条 慶弔費は次の通りとする。

- (1) 会員の死亡 5千円
- (2) 会員の父母の死亡 3千円
- (3) 教職員の転任・退任 花束

第36条 本会の予算の審議・決算の認定は総会で行い、会計監査はこれを監査する。

第37条 部予算執行にあたってはその都度、部顧問を通じて生徒会顧問もしくは生徒会会計顧問の承認を受ける。

第38条 本会の会計年度は 1カ年とし、4月より翌年3月までとする。

第39条 代議員会は、本会則施行上必要な諸内規を定め、また改めることができる。

第40条 本会則を変更するときは、総会の決議を経なければならない。

Ⅲ－２ 選挙規程

第1条 この規定は生徒会長・副会長・書記長・書記次長・会計監査の選出に適用する。

第2条 選挙管理委員会は各ホームルームから2名まで選出された選挙管理委員をもって組織し、互選によりうち1名は選挙管理委員長となる。

第3条 選挙管理委員の任期は1ヶ年とする。

第4条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の作成
- (2) 選挙の公示
- (3) 立候補者の受付、資格審査及び発表
- (4) 立会演説会の開催
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 当選の確認及び当選人の発表
- (7) その他必要な業務

第5条 生徒会本部の任期満了による選挙は9月下旬から10月下旬までに行う。

(公示)

第6条 選挙の公示は原則として選挙期日前12日までに行う。

第7条 選挙の公示には次の事項を記載する。

- (1) 選挙の種別
- (2) 選挙の期日
- (3) 立候補受付期間
- (4) 立候補手続
- (5) その他必要な事項

(立候補の受付)

第8条 立候補受付期間は原則として選挙期日前8日までとする。

(候補者)

第9条 立候補者は、その推薦者より選挙管理委員会に、所定の立候補届書に必要な事項を記入して(自薦も差し支えない)届け出るものとする。

第10条 選挙管理委員会は原則として候補者名を選挙の2日前までに発表する。

第11条 選挙管理委員が立候補するときは、選挙管理委員を辞めなければならない。その場合、直ちに欠員を補わなければならない。

(立会演説会)

第12条 選挙管理委員長は立会演説会を開催し、候補者が演説を行う。

第13条 立会演説会において候補者が演説を行うものとし且つ各候補者は1人に限り応援演説を行わせることができる。

(投票・開票・当選)

第14条 選挙はすべて無記名投票により行う。

第15条 投票の有効無効は選挙管理委員会が決定する。

第16条 各選挙において有効投票の最多数を得た者から当選人を定める。同点者の場合は抽選で決定する。

第17条 無競争の場合は、信任投票を行う。過半数の信任を得た者を当選と定める。

第18条 選挙管理委員長は当選者を発表し校長に報告する。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は1か年とする。

(役員の補充)

第20条 役員及び議長に欠員を生じた時は直ちに補充する。ただし会長、副会長及び書記長はこの限りにあらず、代議委員会で決定する。その期間は前任者の残存期間とする。

第21条 この規定に定めていない事項は、必要ある場合には選挙管理委員会がこれを定める。

Ⅲ－3 部活動規程

第1条 部活動は、個性を伸ばしながら、技能、能力を練磨向上し、社会性、科学性、指導性を備えた豊かな人間の育成を目的とする。

第2条 部活動の上記の目的達成のため、各部の部長・生徒会本部及び職員代表若干名をもって部長会を構成する。議長は生徒会長が務める。

第3条 各部活動に若干名の顧問をおく。顧問の委嘱は校長が行う。外部講師等の委嘱は顧問の推薦により、校長が承認する。

第4条 教頭ならびに各部活動顧問で構成される。議長は生徒会顧問が務める。

第5条 議長は、必要に応じて部活動顧問会を招集する。

第6条 4月に最初の部活動顧問会を開催する。

第7条 部活動における諸課題について審議し、職員会議に上申する。

第8条 部活動は課外活動であり、次の活動にあたっては所定の様式によって届け出て校長の承認を得なければならない。

(1) 大会・発表会への出場

(2) 練習試合、合同練習会等 ※ただし、地区内の場合は省いても良い

(3) 合宿

(4) その他

第9条 部の創部についての条件は次(1)～(6)とし、すべての条件を満たし、部活動顧問会の審議をへて、職員会議に諮り決定する。

- (1) 原則として高体連、高文連に準ずる組織であること。
- (2) 同好会としての活動を1年間以上継続していること。
- (3) 若干名の顧問をおいていること。
- (4) 活動が年間を通して行われており、ミーティングを含めて原則、週1回以上活動が行われていること。
- (5) 大会参加や発表会などの実績があること。
- (6) 年間の活動記録書を備えていること。

第10条 年度内に次の要件を満たした部は活動休止とみなす。

- (1) 部員が0名
- (2) 定期的な活動がない

第11条 部編成後、部員が0名の場合は休部とする。

第12条 活動休止・休部の場合、次年度の部顧問を原則1名とし、副顧問を要する場合は他の部活動と兼務する。

第13条 新規部員の入部および活動が認められた場合、活動休止・休部の取り扱いを解除する。

第14条 部の活動休止・休部の解除は、部活動顧問会に諮り、職員会議で審議する。

第15条 休部期間が2か年を超え、新規入部が見込めない場合、部の廃止を検討できる。

第16条 部の廃止の時期は、生徒総会もしくは代議員会で議決された年度をもって廃止とする。

Ⅲ－4 同好会規程

第1条 生徒会の体育、文化活動の一環として、同好会を置くことができる。

第2条 新しく同好会を設置しようとする場合は設置の趣意書とその趣旨に賛同して、同好会活動に参加する会員5名以上の署名を添えて、生徒会本部に提出し、部活動顧問会、職員会議の承認を必要とする。

第3条 同好会の活動に要する経費は原則、同好会員の負担とする。

第4条 同好会に顧問をおく。

第5条 同好会が新しく部として活動しようとする場合は、部活動規程の第9条に準ずる。

第6条 同好会の廃止は、部員が0名の場合に生徒会本部で審議し、廃止するものとする。

(特設)

第7条 同好会の要件を満たさず、申し出により特設の設置を希望する場合は、部活動顧問会の審議をへて、校長が判断する。

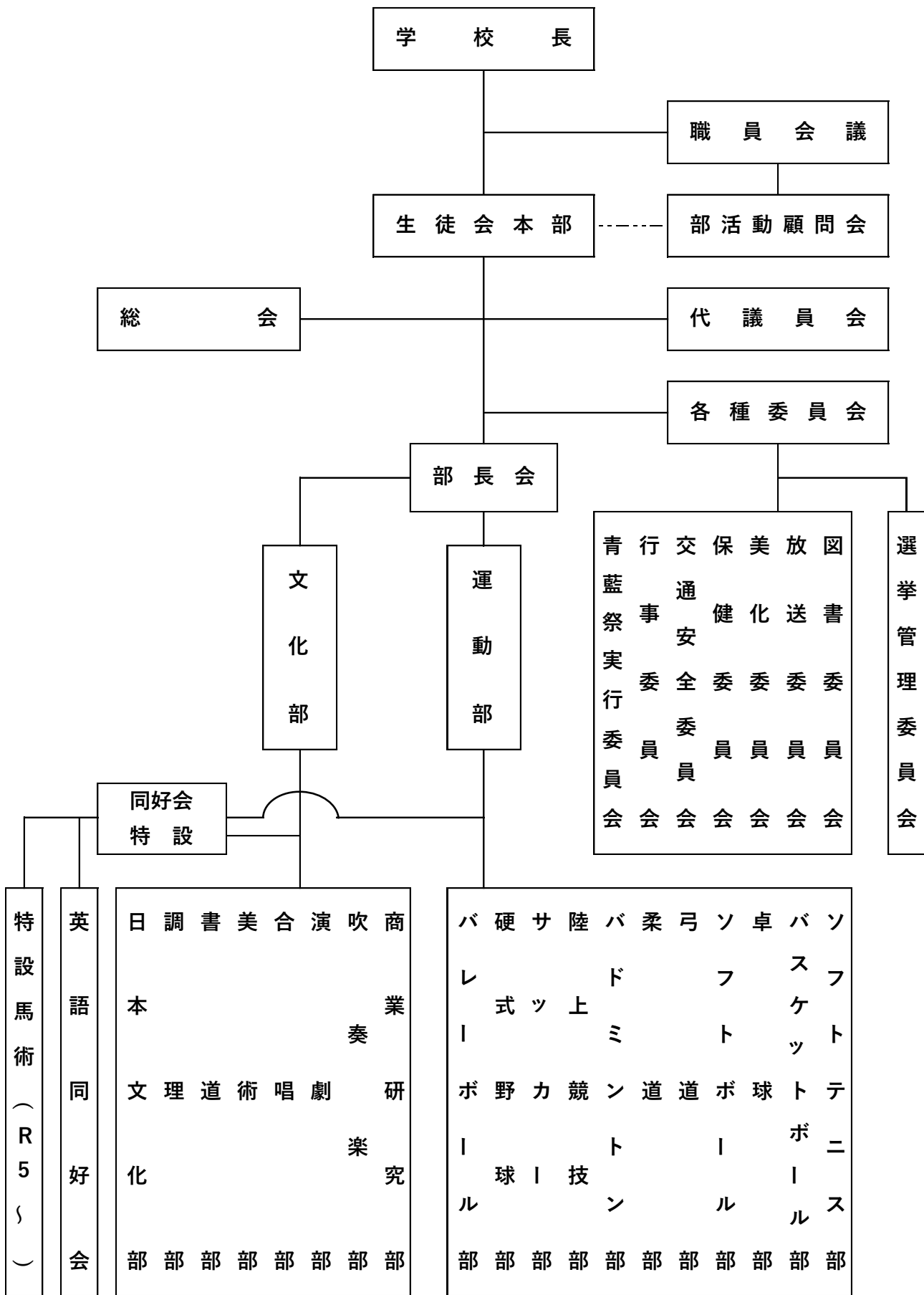
第8条 特設は申し出た生徒の卒業もしくは活動終了をもって廃止とする。

第9条 若干名の顧問を置く。兼務を認める。

第10条 特設は、高体連に属する競技(種目)に限る。

第11条 活動に要する経費は同好会規定に準ずる。

生徒会活動組織表



Ⅲ－５ 家庭クラブ規程

(総則)

第1条 本クラブは、福島県立相馬総合高等学校家庭クラブと称し、その本部を同校内におく。

第2条 本クラブは、福島県立相馬総合高等学校全生徒で組織する。

第3条 本クラブの目的は次のとおりとする。

- (1) 家庭科に関する関心を高め、家庭科の学習を定着させる。
- (2) 家庭生活や地域社会の改善向上を図る意欲と実践力を育てる。
- (3) 勤労を尊び、社会に奉仕する態度を養う。
- (4) 会員相互の親睦を深め、家庭クラブの発展を図る。

(役員)

第4条 本クラブに次の役員をおく。

会 長 1名
副会長 2名
書 記 2名
会 計 2名
会計監査 2名

家庭クラブ代議委員（各クラス2名）

書記、会計、会計監査、家庭クラブ代議委員については、実状に応じて人数を変えることができる。

第5条 会長・副会長・書記・会計・会計監査はクラブ員より選出する。

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本クラブを代表して、一切の会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は代理する。
- (2) 書記・会計は記録並びに会の会計をつかさどる。
- (3) 会計監査は会計の監査にあたる。
- (4) 家庭クラブ代議委員は、家庭クラブ代議委員会を組織し、事業計画、予算決算、その他重要事項を審議し、この会をもって決議する。

第7条 役員の任期は1カ年とする。

(事業及び会計)

第8条 家庭クラブ代議委員会は毎年1回開き、また、臨時にこれを開くことができる。

また、以下の事業を行う。

- (1) 発表会・展示会・研究会・講習会の開催・参加
- (2) 他校家庭クラブ・家庭クラブ連盟並びに友好団体との連絡
- (3) その他必要と認める事業

第9条 本クラブの会計年度は、1カ年とし、4月より翌年3月までとする。

第10条 クラブ費は、一人あたり年600円とする。

(附則) 1 本クラブは生徒会と協力提携していくものとする。

2 本クラブは学校長並びに家庭科教師のもとに事業を行うものとする。

3 本クラブの規約は家庭クラブ代議委員会に諮り、その承認を得て改正することができる。

Ⅳ－１ 授業の出欠に関する規定(抜粋)

- 1 欠席の連絡は、インターネットを活用した「欠席・遅刻 連絡フォーム」にて行う。
 - (1) フォームによる欠席等の連絡は、保護者が行う。
 - (2) フォームによる欠席等の連絡は、原則、当日の朝８時までに送信する。
 - (3) 事故等の緊急時やインターネットが使用不可能な場合には、電話による連絡でもよい。
- 2 早退や外出をするときは、あらかじめその理由を学級担任に申し出て許可を受けること。
- 3 授業の出欠の扱いについて、次のとおりとする。
 - (1) 授業の開始から終了まで参加した場合、出席とする。
 - (2) 授業への参加時間が 30 分未満の場合、欠課とする。
 - (3) 授業への参加時間が 30 分以上の遅刻・早退・途中退出は、3 回で欠課 1 時間とする。
- 4 忌引による欠席日数は「出席すべき日数」から除外し、授業の欠課時数として扱わない。
生徒の忌引の日数は、次のとおりとする。
 - (1) 父母… 7 日 (2) 祖父母・兄弟姉妹… 3 日 (3) 曾祖父母・叔伯父母… 1 日葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することが出来る。
- 5 出席停止による欠席日数は「出席すべき日数」から除外し、授業の欠課時数として扱わない。
出席停止の事由は、次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法第 11 条及び福島県立高等学校学則 29 条による懲戒のうち停学にあたる場合
 - (2) 学校保健安全法施行規則第 19 条にあたる場合（診断書等を提出することとする）
 - (3) 予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条、第 20 条、第 26 条及び第 46 条による入院の場合（診断書等を提出することとする）
 - (4) 学校保健安全法第 20 条により、臨時に学年の中の一部の学級で休業を行った場合
 - (5) 非常変災等生徒または保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合
 - (6) 受験および受験のための健康診断へ参加する場合
- 6 公欠による欠席日数は「出席日数」として扱い、授業の欠課時数として扱わない。
公欠となる事由は、次のとおりとする。
 - (1) 大会参加
 - (2) 追考査受験
 - (3) スクールカウンセラーとの面談
 - (4) 年間計画に基づいて実施される教育活動への参加
 - (5) 生徒の責任に帰さない事故等により必要となる、現場検証や通院
- 7 欠課時数が多い生徒への段階的指導
 - (1) 欠課時数が 10 %程度に到達 … 学級担任との面談
 - (2) 欠課時数が 20 %程度に到達 … 教務部及び学級担任との面談（保護者同伴）
 - (3) 必要に応じて、適宜、担任から家庭へ連絡
- 8 以下の場合、保護者出頭の上、詳細にその理由を学級担任へ申し出て相談し、それぞれの願いを本校校長に提出すること。
 - (1) 退学 (2) 休学 (3) 転学 (4) 復学 (5) 長期入院

IV-2 海外留学に関する規程

第1条 この規程は、本校に在籍する生徒の外国における正規の後期中等教育機関（以下「外国の高等学校」という）への留学に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2条 留学は在学中1回限りとし、留学の期間は1年間を限度とする。

第3条 留学を希望する生徒は、次の手続きを取らなければならない。

(1) 留学を希望する生徒は、原則として1か月前までに、保護者連署の上、下記事項を記載した「留学願」を校長に提出し、留学を願い出なければならない。

① 留学期間 ② 留学先国名 ③ 留学先学校名

(2) 留学を希望する生徒は、(1)の「留学願」と同時に、下記事項を記載した「留学内容書」を提出するものとする。

① 留学期間 ② 留学事由
③ 留学先学校名、学科、学年、所在地、電話番号
④ 留学中の滞在先住所、電話番号、留学先での同居者氏名
⑤ 斡旋機関名

(3) (1)及び(2)の記載事項について、詳細が未定の場合は、後日の追記も可とする。

(4) 「留学願」には、下記の書類を添付するものとする。

① 斡旋団体がある場合には、その団体の発行する証明書等関係書類（写し）
② 留学先学校の要覧、カリキュラム等参考となる書類（写し）

第4条 留学を希望する生徒が次の各要件を充たしている場合、校長は留学を許可することができる。

(1) 原則として1年次のすべての科目を修得していること。
(2) 留学の目的が明確であり、教育上有益であると認められること。
(3) 直近の学期末または学年末の成績において、成績不良科目（評定1に相当）を有さないこと。また、留学開始時まで、欠課時数が履修の認められない段階を超過する科目がないこと。
(4) 基本的生活習慣が確立していること。

第5条 校長は、留学を希望する生徒に対し、必要に応じて面接を行う。

第6条 校長は、留学を許可した生徒に対し、「留学許可証」を交付する。

第7条 留学中の生徒は、留学した外国の高等学校における学習状況および生活状況等を学期（本校の）に1回程度校長に報告しなければならない。定期に報告がない場合、また、留学が不適切であると判断した場合には、校長は留学許可を取り消すことができる。

第8条 留学期間中の生徒の在籍は、留学開始時の学年とする。ただし、留学が年度をまたがる場合には次の条件による。

(1) 留学期間の長い方の学年の留学として扱う。
(2) 留学開始時の学年の留学期間の方が長い場合、第8条の定期の報告等により、年度末において適切に留学が継続していることを確認の上、仮に上級学年に在籍させるものとする。
(3) 留学終了時の学年の留学期間の方が長い場合、留学開始時の学年の単位の修得を認めた上で、上級学年に在籍させるものとする。

第9条 留学した生徒は、留学終了後直ちに留学した外国の高等学校在学中の学業成績証明書および単位取得証明書またはこれらに相当する書類を添えて、校長にその旨を報告しなければならない。

第10条 生徒が留学を終了した場合、校長は生徒の報告に基づき、職員会議の審議を経て、留学による単位として30単位を超えない範囲で、修得を認定することができる。ただし、留学が年度をまたがる場合には次の条件による。

(1) 留学開始時の学年の留学期間の方が長い場合

- ① 留学開始時の学年の単位は、留学による単位として認定することができる。
- ② 留学終了時の学年の単位は、留学終了後の残余の期間の出席・学習成績をもって、当該学年の単位の履修・修得を認定できるものとする。

(2) 留学終了時の学年の留学期間の方が長い場合

- ① 留学開始時の学年の留学開始後の学習成績は見込み点で処理し、それまでの出席時数によって、職員会議の審議を経て当該学年の単位の履修・修得を認定できるものとする。
- ② 留学終了時の学年の単位は、留学による単位として認定することができる。

(3) 単位修得の認定にあたっては、教科・科目ごとではなく包括的に認定するものとする。

第11条 校長は、前条により修得を認定された生徒について、年度の途中においても、職員会議の審議を経て、進級または卒業を認定することができる。

第12条 その他留学について、必要があればその都度審議する。

IV－3 表彰規程

第1条 生徒に対し次の各賞を与える。

- (1) 精勤賞 … 1年間、欠席・遅刻・早退・欠課のない生徒
- (2) 皆勤賞 … 3年間、欠席・遅刻・早退・欠課のない生徒
- 2 公欠・忌引・出席停止等による欠席・欠課は除く。

V 図書館利用規程

1 開館時間

- (1) 開館は原則として休業日を除く午前 8 時 15 分から午後 4 時 30 分までとする。
- (2) 長期休業中の開館については、その都度定める。

2 館外貸出

- (1) 貸出期間は 8 日間、1 回の貸出冊数は 5 冊以内とする。ただし、手続きをすれば 8 日間ごとの更新を認める。(長期休業前の貸出日及び利用期日についてはその都度定める。)
- (2) 館外貸出は次の手続きによる。
 - ・ 借りたい図書を書架より取り出し、係員に学籍番号を告げ、貸出を受ける。
- (3) 禁帯出図書(辞典・年鑑類)及び雑誌の最新号、新聞の貸出は行わない。
- (4) 貸出図書は又貸しをしてはならない。
- (5) 図書の返却は、係員に直接返却するか、図書館前の返却ボックスへ返却する。
- (6) 図書の返却期限日を守らない場合は、督促や、図書の利用を一時停止することがある。
- (7) 図書の紛失又は破損した場合は、原則として同一図書または類似の図書をもって弁償する。

3 図書館利用の心得

図書館において次の各事項を必ず守ること。

- (1) 読書・学習に必要なもの以外は館内に持ち込まないこと。
- (2) 館内では私語をつつしみ、静粛にし他人に迷惑をかけないこと。
- (3) 図書や備品は丁寧に扱うこと。
- (4) 図書を書架に戻す際配列を乱さないように注意すること。
- (5) 館内では飲食しないこと
- (6) 係員の指示に従い館内の秩序維持に協力すること。

VI 各種証明書等の発行について

VI-1 公共交通機関の定期券利用について

1 JR利用の場合

- ①事務室前のボックスからJR「通学証明書交付願」を記入・提出をして下さい。
- ②「通学証明書」を交付します。
- ③「通学証明書」をJRの窓口へ提出し、定期券を購入して下さい。

2 バス利用の方

- ①事務室前のボックスからバス「定期乗車券購入申込書」（福島交通）を記入提出して下さい。
- ②「通学証明書」を交付します。
- ③「通学証明書」を福島交通営業所の窓口へ提出し、定期券を購入して下さい。

VI-2 各種証明書の発行について

以下の証明書について、発行希望日の午前までに申請すること。時間を過ぎての申請は、翌日以降の放課後に発行となります。

- ①通学証明書 ②在学証明書
- ③成績証明書 ④単位取得証明書
- ⑤卒業(見込)証明書

在学中は上記①～⑤を無料発行する。卒業後は、1通につき¥300を納入する。

VI-3 学生生徒運賃割引証(学割)の発行について

- 学割は、生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではない。
- 修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としている。
- 上記の主旨にそった有効な利用をはかること。

交付申請書に所要事項を記入して、午前中に学級担任へ提出すること。